

令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（下水道局下水道総務課（当時））

監査の結果	<p>未収金対策について</p> <p>下水道使用料の未収金については、強制徴収公債権であるにもかかわらず滞納処分をした事例はなく、漫然と消滅時効の完成による不納欠損処分を行っている。</p> <p>収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれない。</p>
措置の内容	<p>下水道使用料については、特別滞納整理推進室の助言の下、債権差押、不動産差押を執行した。引き続き、積極的な財産調査、弁護士法律事務所（津市水道料金未収金管理回収業務委託）と連携し実効性のある未収金徴収の取り組みを進める。</p>